

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)ドナー適格性判定基準 (2020/03/26 改訂)

	詳 細	BMH	PBSCH
<p>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)</p>	<p>■ 以下の場合、不可とする。</p> <p>1) 厚生労働省が発出する、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について(一部改正)」(令和 2 年 2 月 4 日健感発 0204 第 1 号)による改正後の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項及び第 14 条第 2 項に基づく届出の基準等について」(平成 18 年 3 月 8 日健感発第 0308001 号厚生労働省結核感染症課長通知)の「医師及び指定届出機関の管理者が都道府県知事に届け出る基準」に基づき、<u>新型コロナウイルス感染症に係る感染が確定した場合</u></p> <p>2) 下記の要件に基づき、<u>新型コロナウイルス感染が疑われる場合</u></p> <p>ア. 発熱または呼吸器症状(軽症の場合を含む。)を呈する者であって、新型コロナウイルス感染症であることが確定したものと濃厚接触※1 歴があるもの</p> <p>イ. 37. 5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※2に渡航又は居住していたもの</p> <p>ウ. 37. 5℃以上の発熱かつ呼吸器症状を有し、発症前 14 日以内にWHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に渡航又は居住していたものと濃厚接触歴があるもの</p> <p>エ. 発熱、呼吸器症状その他感染症を疑わせるような症状のうち、医師が一般に認められている医学的知見に基づき、集中治療その他これに準ずるものが必要であり、かつ、直ちに特定の感染症と診断することができないと判断し(法第 14 条 第 1 項に規定する厚生労働省令で定める疑似症に相当)、新型コロナウイルス感染症の鑑別を要したもの</p> <p>3) 新型コロナウイルス感染症に係る感染が確定した場合、回復(治癒)後、3 か月間を経過すれば患者主治医判断とする。</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>	<p>C</p> <p>C</p> <p>B</p>

	<p>■上記の要件に該当しない場合</p> <p>1) 感染者と濃厚接触※1した場合、濃厚接触後、4週間以内は不可 ただし、3か月間以内の場合は、患者主治医判断</p> <p>2) WHOの公表内容から新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域※2から 帰国した場合、帰国後、4週間以内は不可 ただし、3か月間以内の場合は、患者主治医判断</p> <p>※1濃厚接触とは、次の範囲に該当するものである。 ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものと同居あるいは長時間の接触(車内、航空機内等を含む) があったもの ・適切な感染防護無しに新型コロナウイルス感染症が疑われる患者を診察、看護若しくは介護していた もの ・新型コロナウイルス感染症が疑われるものの気道分泌液若しくは体液等の汚染物質に直接接触した可 能性が高いもの</p> <p>※2厚生労働省が、自治体等に発出している通知(「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等における新型コロナウイルス感染 症に関する流行地域について」)等を参照(以下、厚生労働省のホームページ等に通知が掲載してあり ます。最新の通知をご確認下さい)</p> <p>○自治体・医療機関・社会福祉施設等向けの情報一覧(新型コロナウイルス感染症) https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00088.html</p>	<p>C B</p> <p>C B</p>	<p>C B</p> <p>C B</p>
--	--	-------------------------------	-------------------------------